

暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議

（１）取組目標

暴力団が県民生活や県内の事業に与える不当な影響を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、条例を効果的に運用するための具体的な連携・協力の方法および役割分担ならびに県と市町が協力して解決すべき課題等について検討を進めました。

（２）検討メンバー

市 ・ 町		県
津市／市民交流課	四日市市／市民生活課	警察本部：刑事部組織犯罪対策課 環境生活部：交通安全・消費生活課
伊勢市／危機管理課／学校教育課		
松阪市／安全防災課／学校支援課		※交通安全・消費生活課と組織犯罪対策課は各２人
桑名市／防災・危機管理課	鈴鹿市／地域課	
名張市／企画財政部危機管理室	亀山市／危機管理室	
尾鷲市／防災危機管理室／教育総務課		
鳥羽市／総務課・防災対策室／生涯学習課		
熊野市／市民保険課／学校教育課		
いなべ市／総務課	伊賀市／総合危機管理室	
志摩市／地域防災室／学校教育課		
木曾岬町／総務企画課／教育課		
東員町／社会教育課	菰野町／総務課	
朝日町／総務課	川越町／環境交通課	
多気町／総務税務課	明和町／人権生活環境課	
大台町／総務課		
玉城町／生活福祉課／教育事務局		
度会町／総務課	大紀町／防災安全課	
南伊勢町／総務課	御浜町／総務課	
紀北町／危機管理課／学校教育課		
紀宝町／総務課／教育課		

（３）現状および課題

暴力団は、組織が不透明化し、暴力団自体の見分けが難しくなっている上に、資金源活動についても多様化している状況にあります。

暴力団の本質は、暴力を盾に金を儲ける「暴力性」、親分を頂点とする「組織性」、金儲けのためなら何でもする「利益性」等であり、暴力団勢力は、組織の引き締めにより減少していますが、その内容を分析しますとスリム化・精鋭化している状況にあります。

こうした暴力団に対する対策については、県内で温度差が生じてはいけないものであり、県や市町を始めとする関係機関、関係団体との連携を強化して、暴力団の孤立化を促進し、弱体化、壊滅を図っていく必要があります。

(4) 開催実績

- | | |
|-----------------|---|
| 第1回 平成24年6月25日 | 代表、副代表の選出
暴力団情勢とその対策について
暴力団排除対策の広報啓発活動の推進について
飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進について |
| 第2回 平成24年9月26日 | 事務および事業からの暴力団排除対策の推進について
露天商からの暴力団排除の推進について
「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴う市町暴力団排除条例の一部改正について
暴力団排除対策の広報啓発活動の推進について
飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進について
青少年に対する学校教育の推進等について
犯罪インフラ対策に関する協力依頼について |
| 第3回 平成24年12月20日 | 平成24(2012)年度検討会議における協議・検討事項の総括について
・暴力団排除対策の広報啓発活動の推進
・飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進
・事務および事業からの暴力団排除対策の推進
・露天商からの暴力団排除対策の推進
検討会議の今後について
「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正概要について |

(5) 検討状況

第1回検討会議

- ・代表、副代表を選出しました。
- ・暴力団の現状を説明し、暴力団対策が県民の安全で平穏な生活を確保するための課題になっていることを確認し、その対策についての協力を要請しました。
- ・条例の概要について説明するとともに、検討会議設置の趣旨説明を行いました。
- ・「暴力団排除対策の広報啓発活動」の必要性について説明し、3市(津市、鈴鹿市、亀山市)から、これまでに実施した広報啓発活動の実施状況についての報告を受け、今後の広報啓発活動の推進に関し、情報共有を図りました。
- ・「飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進」の必要性及び県内5地区で設立された「不当要求拒否宣言の街」の概要を説明し、同街の設立に向けた課題等について、意見を交換しました。

第2回検討会議

- ・「事務および事業からの暴力団排除対策の推進」に関し、2市（松阪市、志摩市）から、現状や取組状況についての発表を受け、今後、事務および事業からの暴力団排除対策を推進する上での情報共有を図りました。
- ・「露天商からの暴力団排除の推進」に関し、2市（桑名市、熊野市）から、現状および実施状況についての発表を受けるとともに意見交換を行い、情報共有を図りました。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴う市町条例の一部改正についての説明を行い、市町条例の一部改正に向けた取組を依頼しました。
- ・「青少年に対する学校教育の推進」に関し、2市（伊賀市、名張市）から、実施状況および実施に対する効果や反響、課題等に関する報告を受け、今後、学校教育の推進に当たり、情報共有を図りました。
- ・暴力団が介在する場合が多い犯罪インフラの現状について説明し、犯罪インフラ対策についての取組を依頼しました。

第3回検討会議

- ・平成24（2012）年度の検討会議において議題に取り上げた検討事項に対する総括を行い、各種施策の必要性についての説明を行い、今後も継続した諸対策の実施を依頼するとともに、その対策についての協力を要請しました。
- ・今後の検討会議についての提案を行うとともに、意見交換を実施しました。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正概要についての説明を行い、情報共有を図りました。

（6）取組成果

- ・県および市町との間で、暴力団排除に関する情報等の共有を図り、暴力団排除に向けた取組に関して意思統一を図ることができました。
- ・「暴力団排除対策の広報啓発活動」については、県を始め各市町において、独自の広報啓発用物品の製作やリーフレットの作成をし、各種会合、イベント等において積極的な広報啓発活動を推進しています。
- ・「飲食店事業者等からの暴力団排除」については、各市町において情勢に応じた取組を進めており、繁華街・歓楽街において「不当要求拒否宣言の街」を設立しています。
- ・「事務および事業からの暴力団排除」については、暴排条項規定が導入可能な事務および事業について検討を行うとともに、大災害が発生した場合の復旧工事や新しい形態の事業が見込まれた場合の暴排条項規定導入について検討を行い、一部事務および事業に暴排条項を導入しています。
- ・「露天商からの暴力団排除対策」については、各市町の管轄内で開催される祭事の抽出を行い、祭事主催者に暴排規約の導入や露天商から誓約書の提出を

求めるなど積極的な暴力団排除を実施しています。

(7) 今後の方針

検討会議設置の初期の目的である暴力団排除に関する情報等の共有を図り、暴力団排除に向けた取組に関しての意思統一を図るなど、概ね達成できたことから、平成 24 (2012) 年度で検討を終了します。

今後も三重県が一体となった暴力団排除対策を推進する必要があることから、県と市町が情報共有を行い、解決すべき課題等について検討を行う場を新たに設け、暴力団排除対策に関する情報共有、検討および協議を実施していきたいと考えています。

(8) 取組に対する自己評価

目標に対する取組成果がおおむね発揮されました。

(判断理由等)

暴力団排除に関し、県および各市町と「暴力団排除対策の広報啓発活動」や「飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進」、「露天商からの暴力団排除の推進」などの情報共有を図るとともに、暴力団排除に向けた意思統一を図ることができました。

その結果、各市町において、積極的な暴力団排除に向けた取組を推進することができました。